

図書番号
資料

No. 17の74

8-10 No. 80-2

婦人労働調査資料 No. 80

女子保護の概況

—昭和51年—

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、昭和27年以来、労働基準法に定められた母性保護規定を中心に、女子労働者保護の実情を調査してきている。

昭和51年の調査では、女子労働者保護の状況を調査したほか、労働基準法中の関連規定、勤労婦人福祉法に基づく措置等について事業所の規定の状況も調査した。

この報告書は、その調査結果をとりまとめたもので、関係各位の参考になれば幸いである。

最後に、この調査の実施にあたって、御協力をいただいた事業所に深く感謝する次第である。

昭和52年9月

労働省婦人少年局長

目次

	頁
I 調査の概要	1
II 調査結果の概要	2
1. 調査事業所における女子労働者の状況	2
(1) 女子労働者に占める有夫者の割合	2
(2) 女子労働者に占める出産者の割合	2
(3) 妊娠又は出産による退職状況	3
2. 労働基準法上の保護	4
(1) 産前休業の状況	4
(2) 産後休業の状況	6
(3) 妊娠中の軽易業務転換の状況	8
(4) 育児時間の状況	9
(5) 生理休暇の状況	9
3. 事業所における労働基準法関連規定	11
(1) 産前産後休業に関する規定	11
(2) 育児時間に関する規定	12
(3) 生理休暇に関する規定	13
4. 勤労婦人福祉法等に基づくその他の措置	16
(1) 妊娠中及び分娩後の通院休暇	16
(2) 妊婦の通勤緩和措置	16
(3) 妊娠障害休暇	17
(4) 育児休業制度、企業内保育施設	17

I 調 査 の 概 要

1. 調査の目的

この調査は、主要産業における労働基準法中の女子保護規定の実施状況を中心に、女子労働者保護の実態を把握することを目的とする。

2. 調査の範囲

(1) 地 域 全 国

(2) 産 業 日本標準産業分類による次の産業とする。

イ 鉱 業 ロ 建設業 ハ 製造業 ニ 卸売業、小売業 ホ 金融・保険業
ヘ 不動産業 ト 運輸・通信業 チ 電気・ガス・水道・熱供給業
リ サービス業（ただし、家事サービス業、教育、外国公務を除く。）

(3) 事 業 所

(2)に掲げる産業に属し、常時30人以上の労働者を雇用する事業所のうちから、一定の方法により、産業別、規模別に抽出した約10,000事業所とする。

3. 調査事項

女子保護実施状況並びに、労働基準法中の関連規定及び勤労婦人福祉法に基づくその他の措置の事業所における規定等の状況

4. 調査対象期間

昭和51年1月1日から12月31日までの1年間及び昭和51年12月31日現在（ただし、事業所における女子保護規定等については、昭和52年2月1日現在）

5. 調査実施期間

昭和52年2月1日から同月末日まで

6. 調査機関

婦人少年局及び婦人少年室

7. 調査の方法

通信自計

8. 集 計

集計は中央集計とし、回収率は78.5%である。

Ⅱ 調 査 結 果 の 概 要

1. 調査事業所における女子労働者の状況

(1) 女子労働者に占める有夫者の割合

調査対象事業所に働く労働者のうち女子は27.5%を占め、女子労働者のうち、有夫者の占める割合は47.4%である。

女子労働者の割合、有夫者の割合ともに、事業所規模が小さくなるほど高くなっており、特に女子労働者に占める有夫者の割合は、500人以上では31.4%であるのに対し、30～99人では52.9%と過半数を占める。(表1)

表1 産業別、規模別、女子労働者の割合及び有夫者の割合

(%)

区 分	全労働者に占める 女子労働者の割合	女子労働者に占める 有 夫 者 の 割 合
計	27.5	47.4
鉱 業	9.1	56.6
建 設 業	14.4	52.9
製 造 業	26.7	55.8
卸 売 業 , 小 売 業	34.8	29.6
金 融 ・ 保 険 業	44.2	27.5
不 動 産 業	24.1	30.5
運 輸 ・ 通 信 業	11.1	53.0
電気・ガス・水道・熱供給業	9.9	38.8
サ ー ビ ス 業	38.3	49.4
500 人 以 上	20.8	31.4
100 ～ 499人	28.5	48.1
30 ～ 99人	30.2	52.9

(2) 女子労働者に占める出産者の割合

昭和51年中に出産した者の女子労働者に占める割合は2.7%であり、有夫者に対する出産者の割合は5.8%である。

出産者の割合の高い産業は、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、サービス業であり、規模別では、事業所規模が大きくなるに従って高くなっている。

出産者のうち死産した者の割合は 3.3%であり、この割合は、規模別には大規模事業所ほど高い。

(表 2)

表 2 産業別、規模別、女子労働者に対する出産者の割合、有夫者に対する
出産者の割合及び出産者に対する死産者の割合

(%)

区 分	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する 出産者の割合	出産者に対する 死産者の割合
計	2.7	5.8	3.3
鉱 業	1.1	2.0	—
建 設 業	1.2	2.3	3.5
製 造 業	2.8	5.1	3.5
卸 売 業 , 小 売 業	1.9	6.3	3.5
金 融 ・ 保 険 業	1.7	6.1	2.2
不 動 産 業	1.1	3.4	3.9
運 輸 ・ 通 信 業	4.0	7.5	5.9
電気・ガス・水道・熱供給業	2.9	7.5	6.1
サ ー ビ ス 業	3.5	7.1	2.5
500人 以 上	3.2	10.2	3.8
100 ～ 499人	3.0	6.3	3.3
30 ～ 99人	2.2	4.2	3.1

(3) 妊娠又は出産による退職状況

昭和51年中に、妊娠、出産により退職した者は、妊産婦(出産者と妊娠中に退職した者とを合わせた者)全体の38.7%を占めている。

妊娠、出産により退職した割合は、不動産業で72.9%、卸売業、小売業で56.2%を占めて高い。これに対し、運輸・通信業では19.5%、サービス業では20.3%と退職者の割合が低い。規模別には500人以上の大規模事業所で43.2%と最も高い。(表3)

また、退職者の過半数(54.1%)は産前休業に入る前に退職している。(表4)

表 3 産業別、規模別 妊娠または出産による退職者の割合（注）の推移

（％）

区 分	5 1 年	4 9 年	4 6 年	4 0 年	3 5 年
計	3 8. 7	4 7. 2	4 6. 9	4 9. 3	3 8. 9
鉱 業	4 0. 8	4 7. 8	4 1. 3	3 1. 6	3 6. 5
建 設 業	4 5. 4	6 3. 3	4 8. 7	5 0. 9	2 8. 5
製 造 業	4 4. 7	4 8. 0	5 3. 0	5 8. 3	4 8. 4
卸 売 業 , 小 売 業	5 6. 2	6 3. 6	6 4. 4	6 4. 2	6 7. 5
金 融 ・ 保 険 業	4 4. 1	4 3. 6	3 9. 6	4 1. 8	3 8. 0
不 動 産 業	7 2. 9	8 3. 1	6 9. 9	8 2. 7	8 2. 9
運 輸 ・ 通 信 業	1 9. 5	3 1. 7	2 0. 3	2 8. 7	1 6. 5
電気・ガス・水道・熱供給業	2 6. 7	4 5. 0	4 1. 2	4 9. 8	2 8. 5
サ ー ビ ス 業	2 0. 3	3 8. 5	2 5. 5	2 6. 1	2 7. 5
5 0 0 人 以 上	4 3. 2	4 9. 4	4 6. 7	4 4. 4	3 5. 8
1 0 0 ～ 4 9 9 人	3 6. 5	4 7. 3	4 4. 6	4 9. 3	3 7. 3
3 0 ～ 9 9 人	3 9. 4	4 5. 3	5 0. 3	5 4. 9	4 3. 6

（注） 出産者＋妊娠による退職者＝1 0 0. 0

表 4 退職時期別、妊娠または出産による退職者の構成

（％）

区 分	5 1 年	4 9 年	4 6 年	4 0 年	3 5 年
計	1 0 0. 0	1 0 0. 0	1 0 0. 0	1 0 0. 0	1 0 0. 0
産 前 休 業 前	5 4. 1	5 3. 1	4 7. 0	3 6. 5	4 0. 5
産 前 休 業 中	4. 0	4. 5	3. 7	5. 5	} 1 5. 0
産 後 休 業 中	6. 2	6. 0	6. 3	8. 0	
産 後 休 業 後	3 5. 7	3 6. 5	4 2. 5	5 0. 0	4 4. 5

2. 労働基準法上の保護

（1）産前休業の状況

産前休業者の1人平均休業日数は36.4日であり、産業別には、卸売業、小売業の41.6日、運輸・通信業の40.2日が高い。規模別には、事業所規模が大きいほど休業日数が長く、30～99人では33.1日であるのに対し、500人以上では39.6日となっている。（表5）

表 5 産業別、規模別、1人平均産前休業日数の推移

(日)

区 分	5 1 年	4 9 年	4 6 年	4 0 年	3 5 年
計	3 6. 4	3 6. 2	3 6. 4	3 4. 4	3 3. 1
鉱 業	2 8. 4	3 8. 0	3 3. 1	2 9. 9	2 7. 8
建 設 業	3 1. 8	3 6. 8	2 9. 9	3 0. 7	3 0. 8
製 造 業	3 5. 1	3 5. 5	3 4. 9	3 5. 5	3 2. 3
卸 売 業 , 小 売 業	4 1. 6	3 9. 2	3 8. 9	3 8. 1	3 4. 4
金 融 ・ 保 険 業	3 3. 4	3 2. 3	2 9. 7	3 5. 6	3 1. 4
不 動 産 業	4 0. 0	3 6. 3	4 3. 8	3 8. 1	4 2. 4
運 輸 ・ 通 信 業	4 0. 2	4 0. 3	4 3. 4	3 7. 8	3 5. 3
電気・ガス・水道・熱供給業	3 8. 6	3 7. 0	3 6. 9	3 7. 0	2 9. 0
サ ー ビ ス 業	3 6. 6	3 6. 3	3 8. 2	2 6. 0	3 3. 9
5 0 0 人 以 上	3 9. 6	3 8. 1	3 7. 9	3 8. 3	3 3. 9
1 0 0 ～ 4 9 9 人	3 7. 5	3 7. 0	3 7. 4	3 2. 4	3 4. 1
3 0 ～ 9 9 人	3 3. 1	3 3. 4	3 3. 3	3 2. 6	3 0. 9

産前休業者の休業日数別構成をみると、7日以内が5.9%、8～21日が11.5%、22～35日が18.7%、36～42日が34.6%と、6週間以内の者が合計70.7%を占めており、6週間を超える休業をとった者の割合は29.3%である。6週間を超える休業をとった者の割合は卸売業、小売業で40.8%を占めて最も高く、規模別には、事業所規模が大きいほど、6週間を超える者の割合が高い。(表6)

表6 産業別、規模別、休業日数別産前休業者の構成

(%)

区 分	計	6 週 間 以 内 の 者					6 週間 を超える者	休業日 数不明 の 者
		小 計	7日以内	8～ 21日	22～ 35日	36～ 42日		
計	100.0	70.7	5.9	11.5	18.7	34.6	26.2	3.1
鉱 業	100.0	97.2	22.2	13.9	16.7	44.4	2.8	—
建 設 業	100.0	81.1	16.0	13.1	19.7	32.3	16.9	2.0
製 造 業	100.0	76.0	6.1	13.0	23.1	33.8	21.1	2.9
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	56.9	3.5	8.3	11.9	33.2	40.8	2.3
金 融 ・ 保 険 業	100.0	76.3	5.8	19.4	19.6	31.5	21.0	2.7
不 動 産 業	100.0	61.2	7.1	5.9	15.3	32.9	34.1	4.7
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	66.2	4.5	4.1	12.1	45.5	30.4	3.4
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	63.2	3.8	6.3	26.3	26.8	34.3	2.5
サ ー ビ ス 業	100.0	66.4	6.3	10.5	15.3	34.3	29.7	3.9
500人 以 上	100.0	64.2	3.0	7.3	18.4	35.5	32.5	3.3
100 ～ 499人	100.0	69.5	4.7	9.8	19.3	35.7	28.5	2.0
30 ～ 99人	100.0	75.7	9.3	16.4	17.9	32.1	19.4	4.9

(2) 産後休業の状況

産後休業者の1人平均休業日数は48.7日で、産前休業の平均を12.3日上回っている。産後休業日数は規模別にはあまり差がない。(表7)

産後休業者の休業日数別構成は、6週間未満の者が6.7%、6週間の者が40.4%、6週間を超える者は51.2%を占めている。

6週間を超える者の割合は、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業において高く、それぞれ6割に近い。規模別には、事業所規模が大きいほど6週間を超える者の割合が高い。(表8)

表7 産業別、規模別、1人平均産後休業日数の推移

(日)

区 分	5 1 年	4 9 年	4 6 年	4 0 年	3 5 年
計	4 8.7	4 7.9	4 6.6	4 6.4	4 6.3
鉱 業	4 5.6	4 5.8	4 2.7	4 0.8	4 4.2
建 設 業	4 7.4	4 3.7	4 5.8	4 3.2	4 8.4
製 造 業	4 8.7	4 8.1	4 7.4	4 7.4	4 6.8
卸 売 業 , 小 売 業	4 8.4	4 5.7	4 8.9	4 8.5	4 9.8
金 融 ・ 保 険 業	4 8.8	4 6.6	4 3.5	5 2.2	4 3.4
不 動 産 業	4 7.6	5 0.0	4 2.5	5 2.1	4 4.0
運 輸 ・ 通 信 業	4 8.6	4 7.7	4 4.2	4 5.1	4 6.7
電気・ガス・水道・熱供給業	4 7.9	4 4.7	4 7.8	4 2.8	4 3.4
サ ー ビ ス 業	4 8.9	4 8.9	4 5.0	4 2.7	4 3.6
5 0 0 人 以 上	4 8.8	4 7.3	4 4.5	4 5.7	4 4.7
1 0 0 ～ 4 9 9 人	4 8.4	4 7.9	4 6.7	4 6.3	4 6.3
3 0 ～ 9 9 人	4 9.1	4 8.4	4 8.6	4 7.5	4 7.8

表8 産業別、規模別、休業日数別産後休業者の構成

(%)

	計	3 5 日	3 6 ～ 4 1 日	4 2 日	4 3 ～ 4 9 日	5 0 ～ 5 6 日	5 6 日 を 超 え る 者	休業日 数不明 の 者	4 2 日 を 超 え る 者
計	1 0 0.0	1.8	4.9	4 0.4	1 8.4	2 2.3	1 0.5	1.7	5 1.2
鉱 業	1 0 0.0	—	5.6	6 1.1	1 2.5	1 2.5	8.3	—	3 3.3
建 設 業	1 0 0.0	1 2.7	8.0	4 1.5	1 3.8	6.9	1 6.1	1.0	3 6.8
製 造 業	1 0 0.0	1.9	5.9	3 9.6	2 0.1	1 7.7	1 2.4	2.4	5 0.2
卸売業, 小売業	1 0 0.0	1.2	4.6	4 0.4	2 1.8	2 0.8	1 0.5	0.7	5 3.1
金 融 ・ 保 険 業	1 0 0.0	0.4	6.8	3 2.1	1 7.4	3 6.9	4.4	2.0	5 8.7
不 動 産 業	1 0 0.0	7.1	2.4	2 9.4	3 0.6	2 3.5	4.7	2.3	5 8.8
運 輸 ・ 通 信 業	1 0 0.0	1.5	1.3	3 9.8	2 7.9	1 6.5	1 1.7	1.3	5 6.1
電気・ガス・水道・熱供給業	1 0 0.0	2.8	7.4	5 0.7	9.0	1 8.1	1 0.6	1.4	3 7.7
サ ー ビ ス 業	1 0 0.0	1.7	3.8	4 3.4	1 2.3	2 9.5	8.3	1.0	5 0.1
5 0 0 人 以 上	1 0 0.0	1.0	3.6	4 1.1	2 0.0	2 4.9	7.4	2.0	5 2.3
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1 0 0.0	1.4	4.5	4 1.7	1 8.8	2 2.9	9.6	1.1	5 1.3
3 0 ～ 9 9 人	1 0 0.0	3.0	6.4	3 7.9	1 6.9	1 9.8	1 3.7	2.3	5 0.4

(3) 妊娠中の軽易業務転換の状況

妊婦のうち軽易業務に転換した者の割合は11.3%であり、産業別には運輸・通信業が17.2%、製造業が14.8%で割合が高い。規模別には、事業所規模が小さくなるに従って軽易業務転換者の割合が高くなっている。(表9)

表9 産業別、規模別、妊娠中の軽易業務転換者の割合(注)の推移

		(%)				
区 分		51年	49年	46年	40年	35年
計		11.3	12.2	10.9	12.4	8.9
鉱 業		—	7.8	1.3	4.1	3.6
建 設 業		3.4	7.2	4.9	—	21.7
製 造 業		14.8	14.2	11.3	11.8	10.4
卸 売 業 , 小 売 業		7.6	7.1	2.5	9.2	2.1
金 融 ・ 保 険 業		4.0	3.0	1.7	0.4	2.7
不 動 産 業		—	10.2	2.7	—	—
運 輸 ・ 通 信 業		17.2	19.3	20.5	19.7	9.0
電気・ガス・水道・熱供給業		—	—	0.7	2.2	0.6
サ ー ビ ス 業		8.0	8.7	13.4	13.9	8.5
500人 以 上		9.1	9.6	6.8	8.7	6.2
100 ～ 499人		11.5	12.6	12.7	13.8	8.0
30 ～ 99人		12.1	13.7	12.2	14.0	12.2

(注) 出産者+妊娠による退職者=100.0

軽易業務転換者の転換時期別構成をみると、妊娠5か月未満が47.1%、5か月以上8か月未満が38.0%、8か月以後が14.9%と、比較的妊娠初期に転換する者が多い。

妊娠5か月未満の転換は、運輸・通信業において特に高く、軽易業務転換者の大部分(90.7%)がこの時期に集中している。一方妊娠8か月以後の転換は、サービス業、製造業でそれぞれ22.3%、17.3%を占めて多い。(表10)

表 1 0 産業別、規模別、転換時期別、軽易業務転換者の構成

(%)

区 分	計	妊 娠 5 か月未満	5 か月以上 8 か月未満	8 か月以後
計	1 0 0. 0	4 7. 1	3 8. 0	1 4. 9
鉱 業	—	—	—	—
建 設 業	1 0 0. 0	6 4. 4	2 6. 7	8. 9
製 造 業	1 0 0. 0	3 8. 7	4 4. 0	1 7. 3
卸 売 業 , 小 売 業	1 0 0. 0	6 4. 4	3 1. 1	4. 5
金 融 ・ 保 険 業	1 0 0. 0	4 3. 8	5 6. 2	—
不 動 産 業	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	1 0 0. 0	9 0. 7	7. 4	1. 9
電気・ガス・水道・熱供給業	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	1 0 0. 0	4 2. 2	3 5. 5	2 2. 3
5 0 0 人 以 上	1 0 0. 0	5 1. 2	4 1. 5	7. 3
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1 0 0. 0	4 7. 8	4 0. 5	1 1. 7
3 0 ～ 9 9 人	1 0 0. 0	4 4. 2	3 2. 9	2 2. 9

(4) 育児時間の状況

昭和 5 1 年中に出産し、出産後も引き続き勤務している女子労働者のうち育児時間を請求した者の割合は 2 2. 7 % である。

この割合を産業別にみると、運輸・通信業が 6 3. 6 % と他産業と比べ著しく高く、これに金融・保険業の 3 2. 1 %、サービス業の 3 2. 0 % が続いている。反対に低いのは、不動産業の 8. 1 %、建設業の 1 0. 6 %、製造業の 1 1. 5 % である。規模別では、事業所規模が大きいほど、請求者の割合は高い。

(表 1 1)

育児時間請求時間別の育児時間請求者の構成は、1 日 2 回各 3 0 分が 3 5. 2 %、1 日 1 回 6 0 分が 3 4. 7 %、その他が 3 0. 1 % となっている。

(5) 生理休暇の状況

昭和 5 1 年中に、女子労働者の 1 6. 6 % が生理休暇を請求している。請求者の割合の高い産業は、運輸・通信業の 4 5. 1 % で他産業に比べて高い。規模別には、5 0 0 人以上が 2 5. 5 %、1 0 0 ～ 4 9 9 人が 1 9. 3 %、3 0 ～ 9 9 人が 1 0. 0 % と、大規模事業所ほど請求者の割合が高い。(表 1 2)

生理休暇請求者は、1 年間に 1 人平均 7. 2 回の生理休暇を請求し、年間 9. 1 日、1 回平均 1. 3 日の休暇をとっている。(表 1 3)

表 1 1 産業別、規模別、育児時間請求者の割合(注)の推移

(%)

区 分	5 1 年	4 9 年	4 6 年	4 0 年	3 5 年
計	2 2.7	1 8.7	2 4.2	2 8.8	3 9.5
鉱 業	2 0.3	1 3.6	1 4.9	4 5.4	4 3.6
建 設 業	1 0.6	2 5.2	2 4.9	9.8	3 7.2
製 造 業	1 1.5	1 2.0	1 4.2	1 6.6	3 0.4
卸 売 業 , 小 売 業	1 4.0	9.9	1 5.6	2 0.6	9.1
金 融 ・ 保 険 業	3 2.1	2 3.2	2 5.1	4 3.2	3 6.9
不 動 産 業	8.1	1 6.7	1 7.2	8.9	2 1.4
運 輸 ・ 通 信 業	6 3.6	5 6.3	7 3.2	6 7.5	6 9.3
電気・ガス・水道・熱供給業	3 0.2	3 2.9	2 2.9	1 5.9	1 8.7
サ ー ビ ス 業	3 2.0	2 7.3	2 7.3	2 6.9	2 0.6
5 0 0 人 以 上	2 4.3	2 6.0	2 7.9	3 7.4	3 8.0
1 0 0 ～ 4 9 9 人	2 3.8	1 6.8	2 6.2	2 2.9	4 2.7
3 0 ～ 9 9 人	2 0.0	1 4.6	1 7.5	2 9.1	3 6.5

(注) 生産者 - 産後休業中の退職者 = 1 0 0.0

表 1 2 産業別、規模別、生理休暇請求者の割合(注)の推移

(%)

区 分	5 1 年	4 9 年	4 6 年	4 0 年	3 5 年
計	1 6.6	2 0.0	2 2.8	2 6.2	1 9.7
鉱 業	1 5.6	1 6.4	2 0.0	1 4.1	1 0.7
建 設 業	1 2.9	1 1.8	1 1.5	9.4	1 3.6
製 造 業	1 6.1	2 2.4	2 5.1	2 6.0	1 8.4
卸 売 業 , 小 売 業	1 2.9	1 2.8	1 5.6	2 0.6	1 5.5
金 融 ・ 保 険 業	1 4.1	1 3.4	1 1.4	2 0.1	1 0.6
不 動 産 業	1 6.7	2 2.7	1 7.7	1 8.4	2 0.5
運 輸 ・ 通 信 業	4 5.1	3 8.7	5 2.8	5 4.1	4 8.8
電気・ガス・水道・熱供給業	2 3.4	1 6.4	2 0.8	2 1.3	2 4.1
サ ー ビ ス 業	1 5.0	1 6.3	1 1.7	1 5.9	9.0
5 0 0 人 以 上	2 5.5	2 8.0	3 0.9	3 9.4	2 9.4
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1 9.3	2 4.6	2 7.4	2 6.4	2 1.1
3 0 ～ 9 9 人	1 0.0	1 0.5	1 2.2	1 4.9	1 0.3

(注) 女子労働者数 = 1 0 0.0

表 1 3 産業別、規模別、生理休暇請求状況

区 分	生理休暇請求者のあった事業所の割合（注）	請求者 1 人 当り年間休 暇請求回数	請求者 1 人 当り平均年 間休暇日数	請求者 1 人 当り 1 回平 均請求休暇 日数	女子労働者 1 人当り年 間休暇日数
計	3 3.7 %	7.2 回	9.1 日	1.3 日	1.5 日
鉱 業	1 3.7	7.6	1 3.7	1.8	2.1
建 設 業	2 0.1	7.3	8.3	1.1	1.1
製 造 業	3 5.5	6.5	7.8	1.2	1.3
卸 売 業 , 小 売 業	2 9.6	1 0.2	1 1.4	1.1	1.5
金 融 ・ 保 険 業	3 8.1	6.0	6.7	1.1	1.0
不 動 産 業	4 2.3	8.4	9.6	1.2	1.6
運 輸 ・ 通 信 業	3 6.6	9.1	1 4.7	1.6	6.6
電気・ガス・水道・熱供給業	4 4.4	6.5	9.0	1.4	2.1
サ ー ビ ス 業	3 6.3	6.3	7.7	1.2	1.1
5 0 0 人 以 上	8 1.3	7.3	9.7	1.3	2.5
1 0 0 ～ 4 9 9 人	5 5.6	6.6	8.5	1.3	1.6
3 0 ～ 9 9 人	2 5.5	8.6	1 0.1	1.2	1.0

(注) 全調査事業所＝1 0 0.0

3. 事業所における労働基準法関連規定

(i) 産前産後休業に関する規定

産前産後休業について、労働協約、就業規則等に規定を有する事業所は、9 2.2 %に達している。規定を有する事業所について規定の方法をみると、就業規則による事業所が 6 7.9 %を占めて最も多いが、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所も 2 1.5 %みられる。規定を有する事業所の割合は、産業別には金融・保険業が 9 7.7 %、電気・ガス・水道・熱供給業が 9 7.6 %、規模別には 5 0 0 人以上が 9 8.5 %と高く、ほぼ全数に近い事業所が規定を有している。

更に規定の方法については、不動産業、サービス業において就業規則による事業所の割合が高いのに対し、電気・ガス・水道・熱供給業、運輸・通信業では、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所が多い。規模別にみると、就業規則による事業所の割合は小規模事業所ほど高く、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所の割合は大規模事業所ほど高くなっている。

産前産後の休業期間は、産前産後各 6 週間の事業所の割合が 8 2.2 %を占めて高いが、産前産後を通じて 1 2 週間（通算 8 4 日）である事業所が 6.1 %、産前産後各 6 週間又は産前産後を通じて 1 2 週間を上回る休業期間を定めている事業所が 1 1.7 %を占めている。この産前産後各 6 週間又は産前産後を通じて 1 2 週間を上回る休業期間を定める事業所の割合は、4 6 年 4.5 %、4 8 年 4.9 %と増加している。規模別にみると、産前産後各 6 週間又は産前産後を通じて 1 2 週間を上回る休業期間を定めている事業所

の割合は大規模事業所ほど高く、５００人以上の大規模事業所においては３０.９％に達している。

休業中の賃金が有給の事業所は全調査事業所の３９.３％を占めており、全額支給の事業所が全調査事業所の３０.５％を占める。有給事業所の割合は、産業別では、電気・ガス・水道・熱供給業が９２.６％、金融・保険業が８８.３％と他産業に比べ著しく高い。規模別には、大規模事業所ほど有給とする事業所の割合が高くなっている。（表１４）

表１４ 産業別、規模別、産前産後休業規定の有無及び内容別事業所の構成

区 分	計	規定あり	規定の方法別				規定なし	産前産後を通じて１２週間	左記を上回る(注)	休業中の賃金が有給の事業所(注)	
			労働協約	就業規則	労働協約・就業規則	内規等				うち100%有給	
計	100.0	92.2 100.0	5.8	67.9	21.5	4.8	7.8	6.1	11.7	39.3	30.5
鉱 業	100.0	89.5 100.0	14.2	65.7	12.8	7.3	10.5	2.7	3.7	20.7	12.3
建 設 業	100.0	82.0 100.0	6.9	67.7	14.7	10.7	18.0	5.2	2.9	30.3	24.6
製 造 業	100.0	92.2 100.0	7.0	68.1	20.6	4.3	7.8	6.7	8.1	16.6	10.7
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	92.2 100.0	6.4	73.7	14.4	5.5	7.8	4.4	8.1	29.9	22.3
金 融 ・ 保 険 業	100.0	97.7 100.0	3.0	68.9	25.9	2.2	2.3	4.9	28.6	88.3	57.0
不 動 産 業	100.0	95.7 100.0	3.0	87.8	7.2	2.0	4.3	1.7	16.3	49.5	41.6
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	92.2 100.0	8.2	46.2	42.4	3.2	7.8	8.7	7.3	54.8	48.4
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	97.6 100.0	2.7	39.7	56.5	1.1	2.4	3.1	25.6	92.6	89.2
サ ー ビ ス 業	100.0	94.5 100.0	2.6	78.8	13.6	5.0	5.5	6.3	20.5	58.2	50.4
５００人 以 上	100.0	98.5 100.0	6.6	34.5	57.7	1.2	1.5	5.0	30.9	52.3	36.2
１００ ～ ４９９人	100.0	95.9 100.0	6.4	57.9	32.5	3.2	4.1	6.5	16.4	44.0	35.1
３０ ～ ９９人	100.0	90.9 100.0	5.7	72.3	16.7	5.3	9.1	6.0	9.7	37.4	28.8

(注)規定なしの事業所は、休業期間は労働基準法の規定、休業中の賃金は無給に含めて、全調査事業所を１００とした割合

(2) 育児時間に関する規定

育児時間について規定を有する事業所は全調査事業所の７１.０％である。産前産後休業規定と同じく、産業別では、電気・ガス・水道・熱供給業、金融・保険業において、規模別では５００人以上において、規定を有する事業所の割合が高い。

規定を有する事業所における規定の方法別構成は、労働協約が８.８％、就業規則が６０.０％、労働協約・就業規則ともが１９.２％、内規等が１２.０％となっており、産前産後休業規定と比べると内規等の割合が高い。

産業別に規定の方法をみると、不動産業、サービス業においては就業規則に規定を有する事業所の割合が高く、電気・ガス・水道・熱供給業、運輸・通信業においては、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所の割合が他産業に比べて高い。規模別には、事業所規模が大きいほど労働協約・就

業規則ともに規定を有する事業所の割合が高い。

育児時間が労働基準法の規定（１日２回各３０分、生後１年間）を上回る事業所の割合は、時間が上回るもの７.５％、期間が上回るもの０.９％である。産業別には、運輸・通信業で労働基準法の規定を上回る事業所の割合が高く、特に時間が上回る事業所が２６.９％で高い割合を示している。規模別には、事業所規模が大きいほど、労働基準法の規定を上回る事業所の割合が高い。

育児時間中の賃金を有給にしている事業所の割合は全調査事業所の４４.６％であり、全調査事業所の３９.３％においては、賃金の全額を支給している。有給である事業所の割合は、事業所規模が大きいほど高い。（表１５）

表１５ 産業別、規模別、育児時間規定の有無及び内容別事業所の構成 (%)

区 分	計	規定あり	規定の方法別				規定なし	労働基準法の規定を上回る(重複回答)(注)		育児時間中の賃金有給の事業所(注)	
			労働協約	就業規則	労働協約・就業規則	内規等		時間が上回る	期間が上回る	うち100%有給	
計	100.0	71.0 100.0	8.8	60.0	19.2	12.0	29.0	7.5	0.9	44.6	39.3
鉱 業	100.0	69.5 100.0	16.5	61.7	8.8	13.0	30.5	2.5	—	36.1	30.7
建 設 業	100.0	63.0 100.0	12.0	56.6	10.7	20.7	37.0	0.7	0.1	33.1	26.9
製 造 業	100.0	68.0 100.0	9.9	60.4	18.3	11.4	32.0	3.1	0.7	30.1	23.6
卸売業、小売業	100.0	63.5 100.0	8.7	68.1	11.0	12.2	36.5	3.3	0.3	33.1	28.2
金 融・保険業	100.0	81.7 100.0	6.2	56.0	23.4	14.4	18.3	12.5	—	75.2	65.9
不 動 産 業	100.0	74.4 100.0	8.7	74.3	7.7	9.3	25.6	1.4	0.5	45.9	45.0
運 輸・通信業	100.0	78.4 100.0	11.7	41.9	39.6	6.8	21.6	26.9	0.6	59.8	57.7
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	93.8 100.0	5.6	45.2	41.9	7.3	6.2	7.6	2.4	92.2	89.3
サ ー ビ ス 業	100.0	75.6 100.0	4.7	71.2	11.9	12.2	24.4	7.7	2.6	60.3	57.2
500人以上	100.0	90.8 100.0	8.9	37.3	48.2	5.6	9.2	16.9	1.6	68.5	61.4
100～499人	100.0	78.4 100.0	8.9	52.4	30.0	8.7	21.6	11.6	1.3	53.3	47.9
30～99人	100.0	68.1 100.0	8.7	63.6	14.3	13.4	31.9	5.9	0.7	41.1	36.0

(注)規定なしの事業所は、時間及び期間は労働基準法の規定、育児時間中の賃金は無給に含めて、全調査事業所を１００とした割合

(3) 生理休暇に関する規定

生理休暇について規定を有している事業所は８９.９％である。規定を有する事業所の規定の方法は、就業規則による事業所６５.１％、労働協約・就業規則が２０.４％、内規等が８.６％、労働協約が５.９％となっている。規模別にみると大規模事業所ほど規定を有する事業所が多くなっている。規定の方

法は、就業規則による事業所の割合は事業所規模が小さくなるほど高くなり、労働協約・就業規則とも有する事業所の割合は、反対に事業所規模が大きくなるほど高くなっている。

生理休暇を有給で与える事業所は、全調査事業所の 59.6 % である。生理休暇が有給の事業所の割合を産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業、金融・保険業などにおいて 9 割前後を占めて高く、鉱業、製造業ではそれぞれ 41.4 %、42.6 % と低い。規模別には、小規模事業所ほど有給の事業所の割合は低くなっており、500 人以上では 85.6 % の事業所が有給であるのに対し、30～99 人では 55.8 % となっている。

生理休暇を有給で与えている事業所のうち、毎月経時につき必要日数を有給で与える事業所が最も多くて 43.2 %、ついで 2 日が 28.9 %、1 日が 19.3 %、3 日が 6.6 % となっている。この他年間通して 13 日まで有給の事業所が 1.4 %、14 日以上有給の事業所が 0.6 % である。（表 16）

表 16 産業別、規模別 生理休暇規定の有無及び内容別事業所の構成

(%)

区 分	計	規 定 あ り	規 定 の 方 法 別				規 定 な し	休業中の賃金を有給としている事業所の有給日 数別構成					
			労働協約		就業規則	労働協約・就業規則		有給の事業所(注)	毎 月 経 時 に つ き			年間通して 13日ま で 有給 上 有給	
			労働協約	就業規則					1 日 有 給	2 日 有 給	3 日 有 給		必要日 数 有 給
計	1000	899 1000	5.9	65.1	20.4	8.6	10.1 1000	19.3	28.9	6.6	43.2	1.4	0.6
鉱 業	1000	857 1000	14.6	57.2	15.1	13.1	14.3 1000	20.4	26.2	27.7	24.7	—	1.0
建 設	1000	794 1000	7.1	65.2	13.3	14.4	20.6 1000	17.1	23.3	2.5	55.1	1.8	0.2
製 造	1000	894 1000	6.8	65.1	18.7	9.4	10.6 1000	30.9	27.6	4.4	33.9	2.5	0.7
卸 売 業 , 小 売 業	1000	901 1000	6.3	71.9	13.4	8.4	9.9 1000	21.1	18.6	5.8	53.6	0.9	0.0
金 融 ・ 保 険 業	1000	956 1000	3.6	62.4	26.4	7.6	4.4 1000	21.2	16.4	0.1	58.4	2.3	1.6
不 動 産 業	1000	957 1000	3.0	83.7	9.8	3.5	4.3 1000	22.1	30.8	9.9	35.8	0.7	0.7
運 輸 ・ 通 信 業	1000	895 1000	7.9	44.5	43.3	4.3	10.5 1000	9.0	44.6	9.7	36.3	0.2	0.2
電気・ガス・水道・熱供給業	1000	986 1000	4.1	41.5	53.4	1.0	1.4 1000	2.9	66.0	13.9	15.8	—	1.4
サ ー ビ ス 業	1000	929 1000	3.1	76.2	12.0	8.7	7.1 1000	13.1	33.2	12.1	40.4	0.7	0.5
500人 以 上	1000	988 1000	6.8	33.3	57.1	2.8	1.2 1000	17.2	42.2	9.2	28.6	2.0	0.8
100 ～ 499人	1000	946 1000	7.0	56.0	30.9	6.1	5.4 1000	17.8	34.6	9.3	36.4	1.4	0.5
30 ～ 99人	1000	882 1000	5.5	69.2	15.7	9.6	11.8 1000	20.1	26.1	5.5	46.4	1.3	0.6

(注) 全調査事業所 = 100.0

4. 勤労婦人福祉法等に基づくその他の措置

近年、勤労婦人の約半数を既婚者が占めるに至ったところから、妊娠、出産に伴う健康管理及び育児に対して、新しい視点にたった措置がとられるようになってきている。

これら母性の健康管理や育児のための措置等の事業所における実施状況は以下のとおりである。

(1) 妊娠中及び分娩後の通院休暇

妊娠中及び分娩後の通院休暇（妊娠中及び分娩後一定期間の婦人が、必要な定期健康診査を受け、保健指導を受けるために、通院できるよう与える休暇）の制度については、18.6%と全調査事業所のほぼ5分の1の事業所が制度を有している（表17）

表17 主要産業別、規模別、その他の母性健康管理措置等を実施している事業所の割合（注）

（%）

区 分	妊娠中の通 院休暇制度	妊婦の通勤 緩和措置	妊娠障害 休 暇	企 業 内 保育施設	育 児 休 業 制 度
計	18.6	15.2	10.8	2.7	6.3
製 造 業	12.2	7.6	9.2	2.4	4.6
卸 売 業 , 小 売 業	10.6	6.9	7.7	0.6	3.6
金 融 ・ 保 険 業	21.0	27.2	7.5	2.2	2.8
運 輸 ・ 通 信 業	28.7	24.7	15.2	1.0	12.4
サ ー ビ ス 業	32.9	28.3	16.4	8.6	12.6
500人 以 上	32.3	17.8	21.5	8.5	17.8
100 ～ 499人	24.0	17.6	14.1	5.7	12.3
30 ～ 99人	16.5	14.4	9.4	1.6	4.0

（注）1 全調査事業所 = 100.0

2 産業別は主要産業を掲げた。ただし、計には全産業が含まれている。

妊娠中の通院休暇制度を有する事業所の制度の規定方法は、労働協約による事業所が15.4%、就業規則が4.4%、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所が14.0%となっている。なお、国家公務員に対して人事院規則により通院休暇が制度化されている。

休暇中の賃金を支給する事業所は79.6%で、そのほとんどは全額支給である。（表18）

(2) 妊婦の通勤緩和措置

妊婦の通勤緩和措置（妊娠中の婦人が、混雑時を避けて通勤できるよう時差出勤させる措置）については、15.2%の事業所が措置ありと回答している。（表17）この通勤緩和の措置のうち、労働時間を短縮して通勤に時差をつける事業所は、妊婦の通勤緩和措置のある事業所の71.3%を占めてかなり高い割合を示している。

短縮した時間について、賃金を支給する事業所は88.5%と割合が高く、更に全額支給の事業所の割合が高い。

通勤緩和措置の規定の方法は、労働協約が12.5%、就業規則が45.5%、労働協約・就業規則と

表 1 8 その他の母性健康管理措置等の内容別事業所の構成

(%)

区 分		妊娠中の通院休 暇ありの事業所	妊婦の通勤緩和 措置ありの事業所	妊娠障害休暇あ りの事業所
計		1 0 0. 0	1 0 0. 0	1 0 0. 0
規定 の 方 法	労 働 協 約	1 5. 4	1 2. 5	2 0. 0
	就 業 規 則	4 4. 7	4 5. 5	3 6. 9
	労働協約・就業規則	1 4. 0	1 1. 7	1 7. 7
	内 規 等	2 5. 9	3 0. 3	2 5. 4
賃 金 の 支 給	無 給	2 0. 4	1 1. 5(注)	3 3. 4
	有 給	7 9. 6	8 8. 5(注)	6 6. 6
	うち100%有給	7 1. 8	8 0. 7(注)	5 6. 9

(注) 通勤緩和措置のうち、労働時間を短縮する事業所（通勤緩和措置ありの事業所のうち71.3%）を100とした割合

もに有するが11.7%、内規等が30.3%となっており、内規等に規定を有する事業所の割合が他措置に比べて高い。妊婦の通勤緩和措置についても国家公務員に対して妊娠中及び分娩後の通院休暇と同じく制度化されている。（表18）

(3) 妊娠障害休暇

妊娠障害休暇（つわり等妊娠中の障害に対して与える休暇で、通常つわり休暇とよばれている。）の制度を有する事業所の割合は、全調査事業所の10.8%を占める。この制度は、500人以上の大規模事業所に特に割合が高い。妊娠障害休暇を有する事業所について制度の規定方法をみると、労働協約が20.0%、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所が17.7%と、労働協約に規定を有する事業所の割合が高い。

休暇中の賃金を支給する事業所は66.6%で、そのうち大部分の事業所は、賃金を全額支給している。（表17、18）

(4) 育児休業制度、企業内保育施設

育児休業制度を実施している事業所は、全調査事業所の6.3%を占め、実施事業所の割合は、48年における4.3%、49年における5.7%に比べ高まっている。

産業別には、サービス業が12.6%、運輸・通信業が12.4%と高い割合を示している。規模別には事業所規模が大きいほど育児休業制度実施の事業所の割合が高くなるが、特に500人以上の大規模事業所では17.8%と普及がすすんでいる。（表17）

育児休業制度のある事業所について育児休業制度の規定方法をみると、労働協約・就業規則ともに規定を有する事業所が38.1%を占めて最も高い。この割合に労働協約のみの13.7%を加えると、育児休業制度を実施している事業所の過半数は労働協約に規定を有していることになる。この労働協約に

規定を有する事業所の割合は大規模事業所ほど高く、産業別では運輸・通信業が著しく高い。

(表 19)

表 19 主要産業別、規模別、育児休業制度の規定方法別事業所の構成(注)

(%)

区 分	計	労 働 協 約	就 業 規 則	労働協約・就 業 規 則	内 規 等
計	1 0 0.0	1 3.7	3 4.1	3 8.1	1 4.1
製 造 業	1 0 0.0	2 6.1	2 4.9	3 3.1	1 5.9
卸 売 業 , 小 売 業	1 0 0.0	3 1.6	—	4 3.4	2 5.0
金 融 ・ 保 険 業	1 0 0.0	4.2	0.3	3 1.6	6 3.9
運 輸 ・ 通 信 業	1 0 0.0	4.0	1.3	8 6.9	7.8
サ ー ビ ス 業	1 0 0.0	6.3	7 7.4	8.6	7.7
5 0 0 人 以 上	1 0 0.0	1 5.8	2 0.6	5 4.4	9.2
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1 0 0.0	1 4.6	3 3.0	4 3.1	9.3
3 0 ～ 9 9 人	1 0 0.0	1 2.6	3 6.7	3 1.3	1 9.4

(注) 1 育児休業制度ありの事業所 = 1 0 0.0

2 産業別は主要産業を掲げた。ただし、計には全産業が含まれている。

勤労婦人の育児に対する措置としては、育児休業以外に企業内保育施設があるが、この施設を有する事業所の割合は、全調査事業所の 2.7 % である。規模別には大規模事業所ほど割合が高い。産業別には、サービス業が 8.6 % と、企業内保育施設を有する事業所の割合が特に高い。(表 17)

